

第1号様式

法令適用事前確認手続（照会書）

令和8年1月15日

担当課・室の長殿

照会者名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）

行政書士 鈴木隆広

住所 神奈川県横浜市都筑区池辺町 3573-2-301

下記について、照会します。

なお、照会及び回答内容（照会に係る法令の条項の性質上照会者名を公にすることが回答に当たって必要とされる場合にあっては、照会及び回答内容並びに照会者名）が公表されることに同意します。

記

1. 法令名及び条項

貨物自動車運送事業法第3条及び第2条第2項

2. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実

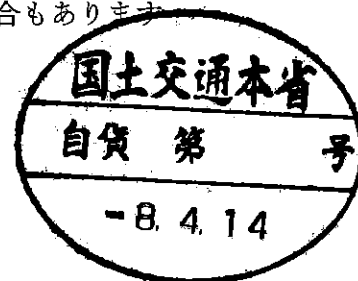
建機をサブリースして顧客に貸出し、当該建機を客先まで搬送します

3. 当該法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠

令和8年2月19日に（貨物自動車運送事業法第2条第2項、第3条）の抵触するかどうかについて法令適用事前確認手続の回答をいただきましたが、最も重要な点について回答が無かったので再確認します。前回の回答では密接不可分であるとは確認が取れましたが、その際に有償性が無ければ運送業許可は不要という回答がありました。肝心なのは以下のように有償性がある場合の確認ですし、前回も有償性がある前提で確認をしています。

（前提）

建機はサブリースなので、元の所有権は元所有者（弊社から見たら貸主）に残っており、弊社は転貸権者となります。建機は顧客が自身で弊社置き場に取りに来る場合もあります。



し、弊社が客先まで積載車に載せて搬送する場合があります。前者に比べて後者は当然コストがかかるので、お客様に請求する金額は、後者の方がその搬送コスト分だけ大きくなります。お客様で取りに来てくれるケースと弊社が運ぶケースで総額が同じことありえません。建機というとても大きなモノを無償で運ぶなんてことは、コストと事故などのリスクから考えて、どの会社でもありえないからです。

「自家用ダンプカーの貨物自動車運送事業法における取扱いについて（令和8年2月10日付け事務連絡）」建設事業Q&A（令和8年3月31日時点）（以下、Q&A）を読むと「生業と密接不可分であり、当該業務に付帯するものと認められる場合であって、運送の対価としての有償性がない場合には、許可は不要になると考えられます。」とあります。前回の回答で本業における搬送行為は「生業と密接不可分」という回答はいただいております。当然、Q&Aのすべてのケースで、密接不可分な運送行為についてコストがかからないことはありませんし、今回もそれと同様です。あとは「運送の対価としての有償性がない」状態にさえすればQ&Aにあるとおり運送業許可は不要ということになります。実際は有償性がないことはありえない中で「運送の対価としての有償性がない」状態するのは理論上、請求書の書き方を工夫するしか手段はありません。

そこで、「建機リース代」など一括計上し「運送費」を項目として計上しないようにし、運送の対価としての有償性がないとみなされるようすることで運送業許可は不要と考えます。下請法等の観点からも、本業に不随して本業の費用だけ支払、その付帯行為である搬送を無償で行わせることは違法行為ですから、実際は有償性がないことは理論上ありえないので、Q&Aの内容を総合すると請求の仕方としてそうすることを示唆されているように読めます。

4. 公表の延期の希望（希望する場合のみ）

とくにありません

5. 連絡先

電話 045-932-3722（平日午前のみ）

メール suzuki@unsapo.com